

改正

平成27年3月26日公営企業管理規程第8号

深谷市下水道事業運営審議会運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、深谷市下水道事業運営審議会条例（平成18年深谷市条例第212号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、深谷市公共下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 会長は、審議会開催の日の3日前までに、招集の日時、場所及び会議の事項を委員に通知しなければならない。ただし、急を要する場合はこの限りでない。

(会議録)

第3条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 出席及び欠席した委員の氏名
- (3) 案件の内容
- (4) 審議の経過
- (5) 賛否の数

2 会議録には、会長の指名した2人以上の委員が署名しなければならない。

(参考人)

第4条 会長が必要と認めるときは、参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月26日公営企業管理規程第8号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。